

## ■ 4条1項11号

不服 2021-003236

### <本願商標>

「S i l l H a」(標準文字)

第9類「理化学機械器具及びその附属品、科学用又は研究用の唾液検査装置及びその附属品、科学用又は研究用の口腔検査装置及びその附属品、口腔検査及び口腔診断に使用するコンピュータソフトウェア及びハードウェア、唾液検査及び唾液診断に使用するコンピュータソフトウェア及びハードウェア」

※出願分割に係る新出願

### <結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

### <原査定理由>

引用商標：「S I R U H A」(標準文字)

第35類「スマートフォン・携帯電話用ケースの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、電気機械器具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を含む第35類に属する商標登録原簿に記載のとおり役務

### <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

#### (1) 本願商標

本願商標は、「S i l l H a」の文字を標準文字で表してなるところ、該文字は、辞書等に載録のない語であって、特定の意味合いを想起させることのない一種の造語と認められるものである。

そして、欧文字からなる造語の場合は、我が国で一般に普及した英語又はローマ字の読みに倣って称呼されるとみるのが自然である。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して「シルハ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

## (2) 引用商標

引用商標は、「SIRUHA」の文字を標準文字で表してなるところ、該文字は、辞書等に載録のない語であって、特定の意味合いを想起させることのない一種の造語と認められるものである。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して「シルハ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

## (3) 本願商標と引用商標の類否

本願商標と引用商標との類否について検討すると、それぞれ上記(1)及び(2)のとおり構成からなり、外観においては、1文字目及び5文字目において「S」及び「H」の文字を共通にするものの、その他の構成文字が相違し、かつ、小文字と大文字の表記の差異を有するものであって、これらの差異が、6文字という比較的短い文字構成である両者においては、外観全体から受ける視覚的印象に与える影響は少なくなく、両者を隔離的に観察しても、外観上、明確に区別できるものである。

次に、称呼においては、本願商標と引用商標とは、「シルハ」の称呼を共通にするものである。

そして、観念においては、本願商標と引用商標とは、いずれも特定の観念を生じないものであるから、比較することができないものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、「シルハ」の称呼を共通にし、観念においては、比較することができないとしても、外観において明確に区別できるものであるから、これらによって需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して考察すれば、その称呼の共通性が外観における差異を凌駕するとはいえず、本願商標を、その指定商品に使用しても、引用商標とはその出所について混同を生ずるおそれのない非類似の商標というのが相当である。

## (4) まとめ

以上のとおり、本願商標と引用商標とは非類似の商標であるから、商品と役務の類否について判断するまでもなく、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

### 弁理士コメント

本願商標「S i l l H a」と引用商標「S I R U H A」は、「シルハ」の称呼を共通にし、観念においては、比較することができないとしても、外観において明確に区別できるものであるから、これらによって需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して考察すれば、その称呼の共通性が外観における差異を凌駕するとはいえ、本願商標を、その指定商品に使用しても、引用商標とはその出所について混同を生ずるおそれのない非類似の商標というのが相当である、と判断されました。

本事件も、例によって「称呼が共通していても、総合的な考察により非類似」と判断されていますが、「シルハ」という造語性の強い語から生じる特異な称呼が共通する場合まで、いつもの(?)類否判断手法を当然のように適用すべきであるかは疑問です。

「シルハ」のように、既成語や既成語の組み合わせではない、造語性の強い語からなる商標より生じる称呼であって、これがこれまでに聞いたこともないような特異な称呼である場合、需要者や取引者の記憶には、外観や観念よりも強く刻まれるものではないでしょうか。

そうであれば、外観、称呼、観念の中でも、称呼がもっとも強い類否の判断要素になると考えられますから、本事件では、両商標の称呼の共通性が、はたして本当に「外観における差異を凌駕するとはいえ」とまで言えるのか、疑問が残ります。

もっとも、ネット検索で調べたところ、本願商標「S i l l H a」は、実際には「唾液検査用装置」に主に使用する商標であると見受けられる一方、引用商標「S I R U H A」は、実際には「文房具類等の小売業」で主に使用する商標のようです。

そうであれば、たとえ引用商標の指定役務に「電気機械器具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」等が含まれているとしても、本願商標に商標登録を認める不都合は、実質的にはないように思われます。引用商標権者からしても、おそらく、本願商標「S i l l H a」が使用されることの不利益など感じないのではないのでしょうか。

そういった点も踏まえれば、本審決は、結論においては妥当だと考えます。

本事件のようなケースに接すると、我が国に何か簡易的に認められるコンセント制度があれば、もう少しスムーズな商標登録が可能となるであろうに…、と思う次第です。

(弁理士 永露 祥生)

< 2021年10月1日 >